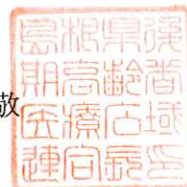


島根県後期高齢者医療広域連合告示第13号

島根県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等開示請求取扱要綱（平成20年島根県後期高齢者医療広域連合告示第6号）の一部を改正する要綱をここに定める。

平成20年7月23日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正 敬



島根県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等開示請求取扱要綱の一部  
を改正する要綱

島根県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等開示請求取扱要綱（平成 20 年  
島根県後期高齢者医療広域連合告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年島根県  
後期高齢者医療広域連合条例第 24 号）に基づき、後期高齢者医療に係る診療報酬  
明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費請求書（以下「レセプト」という。）  
の開示請求があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め」を「島根  
県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療にかかる診療報酬明細書、調剤報  
酬明細書及び訪問看護療養費請求書（以下「レセプト」という。）の開示の請求又  
は依頼（以下「開示請求等」という。）があった場合における取扱いに関し、その  
基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱  
いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに」に改  
める。

第 3 条中「請求」を「開示請求等」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を次のように  
改め、同条第 3 号を削る。

(1) 被保険者等

- ア 被保険者本人（被保険者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「被保険者」という。）
- イ 被保険者の成年後見人
- ウ 被保険者の保佐人、補助人又は任意後見人（当該開示請求が家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。）
- エ 被保険者からレセプトの開示請求に関する委任を受けた代理人

(2) 遺族等

- ア 被保険者が死亡している場合にあっては、当該被保険者の父母、配偶者、子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）
- イ 遺族の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人
- ウ 遺族の保佐人、補助人又は任意後見人（当該開示請求が家庭裁判所の審判

又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。)

エ 遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた代理人

第4条の見出し中「開示請求」を「開示請求等」に改め、同条第1項中「を請求する」を「請求等を行う」に、「診療報酬明細書等開示請求書」を「診療報酬明細書等開示請求（依頼）書」に、「被保険者」を「原則、当該被保険者」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項中「開示請求」を「開示請求等」に、「第3条」を「前条」に改める。

第5条第1項中「広域連合長は、」の次に「第3条第1号に規定する者から」を加え、「、特定承認保険医療機関」を削り、次のただし書きを加える。

ただし、調剤報酬明細書の開示請求等があったときは、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し照会するものとする。

第6条第1項中「広域連合長は、」の次に「第3条第1号に規定する被保険者等については、」を加え、「全部又は一部を開示するときは、診療報酬明細書等開示決定通知書（様式第4号）により、レセプトを開示しないときは、診療報酬明細書等不開示決定通知書（様式第5号）に理由を記載し、開示請求者に通知しなければならない」を「開示、部分開示、又は不開示を決定し、同条第2号に規定する遺族等については、同条第4条第1項の規定による開示依頼に基づきレセプトの開示を決定するものとする」に改め、同条第4項中「レセプトのうち」を「第3条第1号に規定する被保険者等に」に、「の開示を決定した」を「を開示又は部分開示する」に、「開示請求者」を「当該被保険者等」に改め、「（様式第7号）により」の次に「開示する旨を」を加える。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 広域連合長は、前項の決定により、レセプトを開示又は部分開示するときは、診療報酬明細書等開示決定通知書（様式第4号）により、レセプトを開示しないときは、診療報酬明細書等不開示決定通知書（様式第5号）に理由を記載し、開示請求者に通知しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

6 広域連合長は、第3条第2号に規定する遺族等にレセプトを開示又は部分開示

するときは、当該遺族等の同意を得た上で、当該レセプトを発行した保険医療機関等に、診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）（様式第8号）により開示する旨を通知するものとする。ただし、調剤報酬明細書を開示するときは、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局及び当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し通知するものとする。

様式を別紙のように改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。